

質 問 回 答 書

令和7年5月13日

業務名：鳥栖市内水浸水想定区域図作成及び3D都市モデル整備業務

No	質問事項	回答
1	参加表明者（企業）に対する要件に関しまして、JV（共同企業体）での参加は可能でしょうか。	企業単体での参加をお願いします。
2	また JV での参加が可能な場合、参加表明書（様式 1-1）の住所・商号又は名称・代表者氏名の記載方法をご教示願います。	No1 回答と同
3	実施要領3.資格要件（3）参加表明者が配置を予定する照査技術者に対する要件について、 イ 3D都市モデル整備に関連する同種実績について、「照査技術者としての実績とする」と記載がありますが、照査を含む業務遂行全てを担当・統括する管理技術者としての実績も参加要件として認めていただけないでしょうか。国土交通省が策定している土木設計業務等共通仕様書（案）第 1107 条では「6. 管理技術者は、照査結果の確認を行わなければならない。」と定められております。	照査技術者としての実績をお願いします。
4	特記仕様書第13条（情報保護）について 「受注者はISO/IEC27001（ISMS）及びJIS Q15001（PMS）に準拠した情報セキュリティマネジメントシステムを構築した上で業務を実施するものとする。」と記載がありますが、ISO/IEC27001（ISMS）を保有していれば参加要件として認めていただけないでしょうか。 理由は以下の通りです。 ・ISO27001は日本品質保証機構が情報セキュリティのリスクアセスメントおよびリスク対応を要求事項として定めており、対象となる情報は個人情報のみならず、会社が保有している情報資産すべてに及ぶ国際標準規格のため、JIS Q 15001で対象とする個人情報の保護を包括しております。 本業務においてISO27001（ISMS）に準拠した情報セキュリティマネジメントシステムを構築することで適正な業務遂行が可能だと考えます 適正な技術競争機会の創出のため、ご検討どうぞよろしくお願いいたします。	特記仕様書第 13 条（情報保護）のとおり、受注者は、ISO／IEC 27001（ISMS）及び JIS Q15001（PMS）に準拠した情報セキュリティマネジメントシステムを構築した上で業務の実施をお願いします。

5	業務対応において、雨水出水浸水想定区域図作成時の解析モデル(673ha)の既往データの借用は可能でしょうか。	特記仕様書第 15 条（貸与資料）のとおり、雨水出水浸水想定区域図作成時の解析モデルデータを貸与資料としています。
6	特記仕様書第36条の3D都市モデルのバージョンアップの作業は、受注業者による対応事項と考えてよろしいでしょうか。（新規で3D都市モデルを構築する場合は、別の委託業者が全国の案件の変換作業を一括で請け負っており、受注者側で対応が発生していませんでしたので、確認させていただきます。）	特記仕様書第 36 条（3D 都市モデル作成）のとおり、令和 6 年度業務において作成した 3D 都市モデルは、本業務において 3D 都市モデル標準製品仕様書第 5.0 版に準拠するようバージョンアップをお願いします。
7	本案件にJV で参加が可能であった場合、特記仕様書第13 条に記載の情報保護についてはJV 構成員の何れかの企業が所有していたらよろしいでしょうか。また、P マークで代替可能でしょうか。	No1 回答と同